



国保制度改革①

平成30年4月から 国保制度が変わります

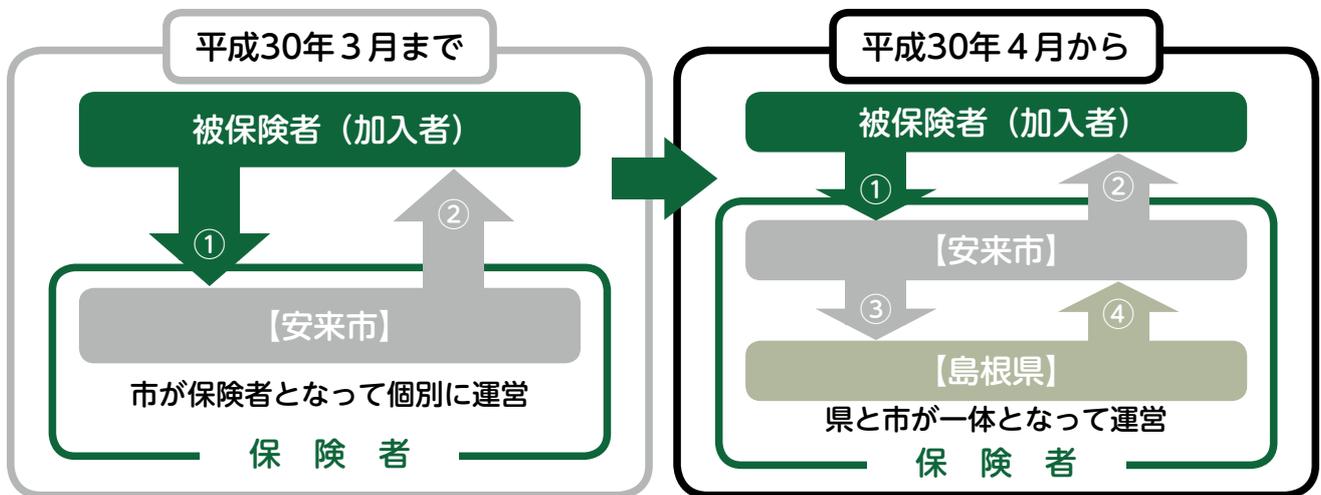
島根県と安来市が保険者になります。
窓口は平成30年4月以降も引き続き安来市です。

国民医療費は高齢社会の進行にともない、この10年間で1.3倍に増加しました。団塊の世代全員が75歳以上になる2025年には、総額61兆8,000億円にのぼると予想されています。

今後も国民健康保険制度を維持していくため、都道府県も保険者に加わり国保財政の安定化を目指します。

写真はイメージ画像です

■都道府県と市町村の一体運営



【被保険者と保険者の役割】番号は上の図に対応しています。

- ①保険税の納付、各種届け出
- ②保険証の交付、保険税の賦課、保険給付や保健事業の実施
- ③国保事業費納付金（国保運営に要する費用）の納付
- ④保険給付費等交付金（給付等に必要となる費用）の支払い

将来のための
制度変更
なんだ



■都道府県と市町村の役割分担

| | 島根県 | 安来市 |
|------|--------------------------------------|--|
| 役割 | 安定的な財政運営や効率的な事業等の実施について、中心的な役割を担います。 | 住民の身近な窓口として、保険証の発行や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。 |
| 資格管理 | ●事務の効率化、標準化、広域化を推進 | ●被保険者証の交付など |
| 保険税 | ●市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ●国保事業費納付金を決定 | ●標準保険料率等を参考に保険税率を決定 |
| 保険給付 | ●給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い ●保険給付の点検 | ●保険給付の決定、支給 |
| 保健事業 | ●市町村に対する必要な助言や支援 | ●健診やデータヘルス事業など、よりきめ細かい保健事業の実施 |

問い合わせ：保険年金課 ☎ 23-3084